

知的財産支援センターにおける大学支援活動

平成15年度知的財産支援センター*

目次

- 1. はじめに
- 2. 知的財産支援センターの組織と大学等教育機関支援
- 3. 大学への具体的支援活動
 - (1) 弁理士が大学支援で貢献できる分野
 - (2) 実際に行っている活動
- 4. 大学知的財産本部に関わる会員への研修会と情報提供事業
- 5. 大学に關与している弁理士の分布と情報提供のお願い
- 6. 結び

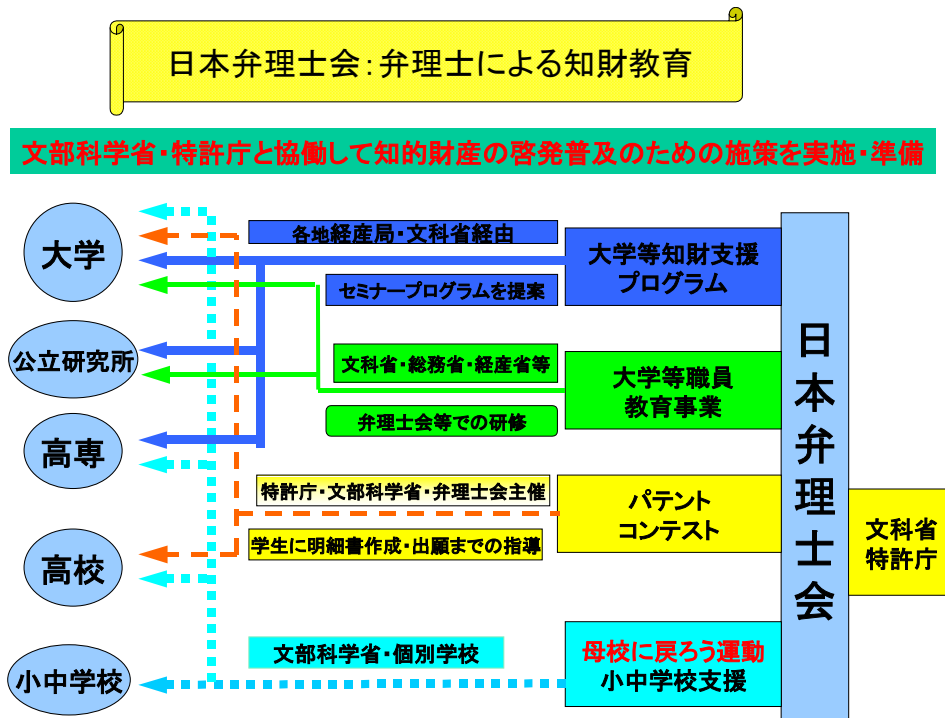
1. はじめに

知的財産支援センターにおける大学等教育機関支援活動の説明をする前に、会員の皆様に正しく理解して頂きたいことがあります。それは、支援員と運営委員の違いです。大学支援等は、支援センターの運営委員による緻密な黒子としての活動の積み上げの上に行われるものですが、実際に大学内での講義等「日の当たる活動」は、その黒子として活動した会員〔運営委員〕

ではなく、アンケートに「大学等を支援する意思有り」と表明された会員すなわち「支援員」によるのが原則ということです。ただし、大学知的財産本部等特別な知識を要求される場合等先方の要求に対応できる支援員が見つからない場合や緊急性を要求される場合は、運営委員が例外的に参加することはあります。このように、支援センターの運営委員は、多くの時間を犠牲にしながら原則として表舞台に出ない黒子として活動していることをご理解頂きたいと思います。

そしてその負担が少しでも軽減されるよう、より多くの会員が支援センターの運営委員として、あるいは支援員として積極的に参加して頂きたいと思います。

次の図は、日本弁理士会の知的財産教育への関わりについて示した説明図（原図：牛久副センター長作成）です。



*平成15年度副センター長 飯田昭夫

2. 知的財産支援センターの組織と大学等教育機関支援

支援センターにおける大学等支援活動の説明の前に、支援センターの組織の5つの事業部に関連して、各事業部の中で大学等教育機関支援に関わる活動はどのようなことがあるか簡単な説明をします。

支援センターには総務部、出願等援助部、第1事業部、第2事業部、第3事業部の5つの事業部があります。

① 広報活動等（総務部）

総務部には対内的な活動と対外的な仕事があり、対外的な仕事として、広報活動があります。支援センターだより・パンフレット等で外部に大学等の支援活動の宣伝を行う仕事をしています。

② 学生等の出願費用の援助等（出願等援助部）

出願等援助部は資力に乏しい中小企業・個人の出願に対し、弁理士費用・印紙代等を貸与・給付するための審査をする事業部で、大学発明に関連して「TLO」に対する出願等援助、大学生の発明もその対象になります。最近の傾向は中小企業や個人が多いようですが、今後は大学生等将来性のある出願に威力を発揮することが期待されます。

③ 小中学校支援・一般的セミナー等（第1事業部）

第1事業部は、知的財産啓発、教育、指導、相談等知的財産に関する昂揚普及の活動を行うことを事業としており、「人が並ぶ商標相談所」を金沢・神戸・静岡で開催し、「特許エンターテイメントセミナー」を群馬産業技術センターと名古屋市内の電気文化会館で開催しました。寸劇の形式で、登場人物は現地の弁理士と運営委員で行い、弁理士によるプロボノ活動の1つを社会にアピールしました。このような事業のほかにも本年度から、小中学校支援チームを結成し、平成15年9月16日、群馬県前橋市の創世中等教育学校にて、第1回目の授業（1・2年生対象で1時間：3年生対象に1時間）を「知的財産って、なんだろう？」というタイトルのもと、運営委員1名と広報センターから1名の弁理士で特別授業を行い、テレビ・新聞等多くのマスコミに取上げられ特許庁からも高く評価されました（詳細は支援センターだよりに掲載済み）。15年度はテストケースで進めましたが、「母校に戻ろう」運動として、会員の個性に左右されない、誰でも教えることができるような講義の仕方をマニュアル化する作業に取り掛かるところです。

④ 大学支援・創造活動奨励・知的財産権取得等（第2事業部）

第2事業部は、創造活動奨励、成果発掘、知的財産権取得、活用の振興、大学支援を行う事業部ですが、平成13年に弁理士0県であった島根県と日本弁理士会との間で「知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定を締結した支援事業の中で島根県と島根大学の主催のもと、知的財産戦略セミナーを開催したことから、大学支援に関わってきました。これと同じように地方自治体を介しての大学支援として高知県・沖縄県での支援がおこなわれています。このような地方自治体を介しての大学支援とは別に、直接大学を支援することが必要となり、平成15年度より個別大学への直接支援も加わっています。

支援事業の具体的内容としては、単なる講義だけでなく、講義にプラスして演習・個別相談という形式で為されています。

⑤ 知的財産情報提供、地方自治体・中小企業等の支援（第3事業部）

第3事業部は、都道府県・中小企業庁等自治体と行政庁による知的財産に関する中小企業支援の調査をし、更にそれに基づく都道府県・行政庁の施策に対する積極的支援、会員に対する情報提供をおこなっています。その中には地方の自治体と大学の関係も含まれます。

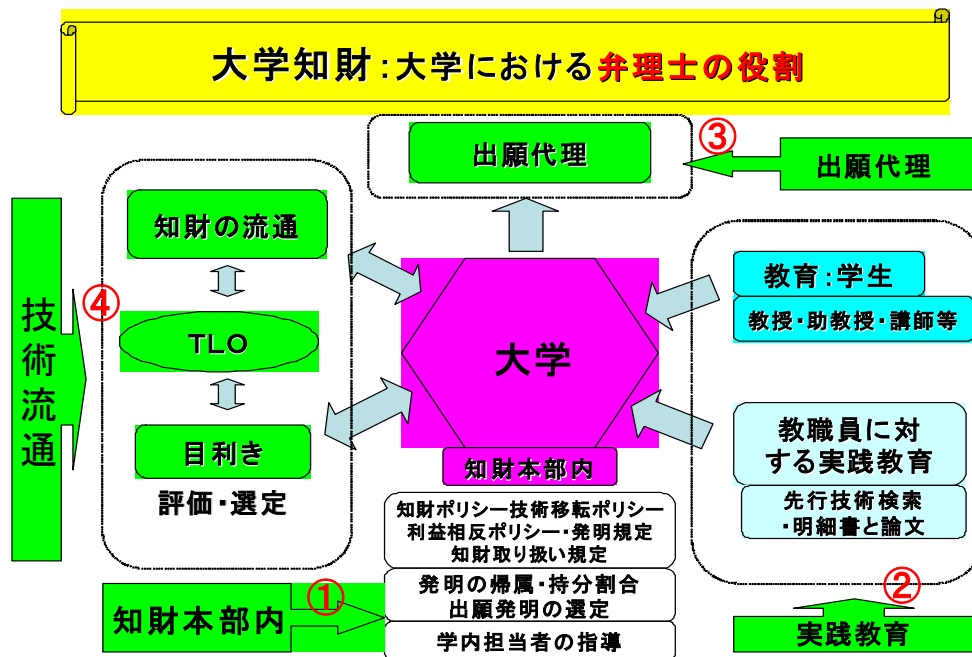
特に、中小企業も関係してくる島根県・高知県等の支援は次年度から第2事業部から第3事業部にシフトして継続することになりました。更に総務省と日本弁理士会の共催による全国「ITベンチャー支援セミナー」の活動も平成15年度は第2事業部と共に行いましたが、平成16年度は第3事業部で継続することになっています。

3. 大学への具体的支援活動

(1) 弁理士が大学支援で貢献できる分野

大学支援といいますと、単に大学での講義・特許相談・大学発明の出願代理を思い浮かべる会員が多いのですが、大学支援はそれだけではありません。大学及び大学知的財産に関与する弁理士の役割は次の図のようなものになります。

このように、弁理士が活動できる分野には、①大学知財本部内での役割、②教職員を含めた知的財産実践教育、③出願代理、④出願のための目利き・技術流通



が主にあります。

この中で、支援センターが、要請に基づき活動できる分野は、①の大学知財本部の整備に関する分野と②の実践教育の分野になります。③出願代理と④技術流通の分野に関しては個人の利益に直結しますので、大学から紹介などの要請があったときは、大学からの要望を会員に報道するための公募のお手伝いとなります。

(2) 実際に行っている活動

① 実践教育に関して：

教育に関する活動には、支援センターの運営委員が下準備を充分整えて支援員とともにを行う活動と、特許庁・経済産業局からの依頼で実験協力校に派遣する支援員を選定し、お願いする選定活動があります。実験協力校へ派遣する支援員の選定については、支援員のリストから、地元会員優先を基本として、専門分野、出身校、地域性等を考慮して行っています。地方の場合は、地域の発明協会の支部等を通じて既に講師を経験している会員が多いようですが、この選定作業を行いますと、地方では弁理士以外の人、例えば法律事務所の事務員が講師になっている例などにも遭遇いたします。

このような関係省庁からの要請以外に、支援センターが独自で開拓しているのが、特に弁理士過疎地の大学への積極的支援活動であります。残念ながら、実際に活動をしてみますと、弁理士は単なる明細書職人

としてのみ位置づけられ、知的財産の専門家としては認識していない大学もあります。この点は会員が反省しなければならないことでしょう。

ところで、支援センターにおける大学支援は、最初から大学と直接関わりをもつものよりは、前記したように地方自治体と大学の関係で協力していくものが多いです。

その例が、島根県と島根大学であり、高知県と高知工科大学、沖縄総合事務局と琉球大学などです。全て順調に成果を挙げていますが、次に示すカリキュラムを基本ベースにして県あるいは大学の要請を入れたカリキュラムを作成することが多いです。

また、実際のセミナーでは講義のみでなく演習+相談も行い、この点が通常の大学での講義と異なり実践教育と称するところです。

② パテントコンテスト対応実践教育

本年度は、このような支援事業とは別に、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・発明協会主催の「パテントコンテスト」の宣伝を兼ねた知的財産実務セミナーを琉球大学にて、「学生の知財教育コンテスト委員会」の委員の協力を得て実施しました。10月18日(土)、19日(日)と大学の祭日を利用した2日間の講義とIPDLを用いた特許検索の実習を行い、同時にパテントコンテストの応募の記載についても教えました。祭日にも関わらず多くの参加者があり、第一日目は50名(学生25名・院生22名・教職員3名)、第二日目は26名(学生15名・院生9名・教職員2名)が参加しました。ちょ

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究者等 | 実務基礎講座 第1回 あなたのアイデアを特許に（発明の捉え方と明細書への表現） 第2回 戦略的特許活用のすすめ（研究開発前の特許調査） 第3回 見落とすな！ ビジネスの芽（研究開発と知的財産の関わり） 第4回 さあ、書いてみよう。出願への第1歩（明細書の書き方） 第5回 これが出来たら大丈夫。手続のアレコレ（特許出願から権利成立まで） 第6回 海外進出に向けた強力な足固め（外国特許の基礎知識） |
| 学生・院生 | 実務基礎演習 第1・2回 アイデアを発明に 第3・4回 先行技術調査と技術情報の利用 第4・5回 明細書を書いてみよう |
| 経営者等 | 特別講座 第1回 私はコレで成功しました。（ベンチャーにおける特許の活用事例） 第2回 身近な技術シーズの活用方法（大学/公設における特許の活用事例） 第3回 企業体質の強化とその権利武装1（企業における知的財産戦略） 第4回 企業体質の強化と権利武装2（社内における知財管理・職務発明の取り扱い） 第5回 知れば知るほど面白い（知的財産の源流・その背景と現状） 第6回 特許管理のノウハウ教えます（第三者特許対策） |

うど大学に備えてあるパソコン約 50 台を各自 1 台ずつ使用でき、参加者 10 人に対し 1 人の弁理士が操作の指導や、考え方の実践教育を担当しました。

順序は、第 1 日目の講義の後、先ず IPDL の使い方を例で示し、次に各自のパソコンで、考えてきた発明に関する従来技術を検索させました。多くの場合この検索により、同一あるいは非常に類似する先行発明が発見されましたが、それで終わりにせず、その後どう対応すれば良いかを弁理士が個別対応で教えていきました。同一の発明があるから諦めるのではなく、改良の余地はないかの実践教育です。この IPDL による検索とそれに基づく再検討は学生に特許要件を身近に感じさせる等の効果を与えたようです。参加した教職員からも、学生に刺激されたと評判がよかったです。

琉球大学でのパテントコンテスト対応実践教育の様子



このパテントコンテストを意識した学生教育は、実践教育を伴うものですので、支援センターの支援教育の内容と大学で一般的に教えられている座学の内容とは競合しませんので、喜ばれています。

このような実践教育に参加したい会員すなわち支援員の希望者が増えることを期待いたします。

③ 学援隊の結成と国立大学法人化に向けての支援

学援隊とは第 2 事業部の中で、大学等における知財啓発活動を通じ、ニッポンを盛り上げたいという気持ちを有する熱き有志で結成されたボランティア集団です。東海支部には同じ趣旨で兄貴分の大学支援キャラバン隊が存在しています。活動内容は、支部地域に所在する大学を除く全国の大学等に出向き、大学知財本部、地域共同センター、TLO 等から知的財産に関する大学の実情等のヒアリングを主に行い、このヒアリングの結果を検討して、その大学のニーズにあった支援を行うことを目的とします。15年度は、北海道大学、北見工業大学、岩手大学、茨城大学、宇都宮大学、会津大学、新潟大学、山梨大学、島根大学、鳥取大学、熊本大学への訪問を行いました。この結果は次年度に利用します。

例えば 3 月 15 日、宇都宮大学に対し、法人化に向けての知財セミナーを開催しました。

内容は「知的財産に対する誤解を解く」・「保護される知的財産と保護されない知的財産」・「価値の高い知

的財産と価値の低い知的財産」・「知的財産権の実例」・「知的財産の創出と育成」・「知的財産の活用」・「独立法人化に際して解決すべき課題」等々です。

このような法人化に向けての支援は、最初の段階です。この分野に精通している運営委員が講演等を行いました。

全国の大学に、日本弁理士会知的財産支援センターのことで、学援隊のことを理解して頂くために、学援隊のメンバーが作成するパワーポイント資料の最後ページに次の看板をつけることにして、日本弁理士会の社会貢献を社会にアピールすることとしました。

日本弁理士会 知的財産支援センターのご紹介
— 支援委員がお手伝いさせていただく事項と学援隊 —

1. 知的財産の講義、講演

学援隊(支援センター内) 
 直通電話 03(3519)2709
 e-mail XLT00076@nifty.com (鈴木)

2. 知財関係の教育カリキュラム作成支援

3. 知的財産の無料相談

◎ 詳しくは、ホームページへ → <http://www.jpaa.or.jp>

「学援隊」とは、大学等における知財啓発活動を通じ、ニッポンを盛り上げたいという気持ちを持ち共有する、熱き有志弁理士で結成されたボランティア集団です。



* 何を支援してもらったらよいか分からない、など漠然とした悩みに対しても、『学援隊』にご相談下さい！

(支援センター運営委員：的場・鈴木作成)

尚、大学知財本部整備に関する支援が必要な大学には、これに

4. 大学知財本部事業に関する相談

がプラスされます。

4. 大学知的財産本部に関わる会員への研修会と情報提供事業

平成 16 年 4 月からの国立大学の国立大学法人化に伴い、大学での知的財産の取り扱いについて、原則機関帰属の方針が文部科学省から出されました。大学の知的財産本部への弁理士の役割も大きくなります。そこで大学特有の問題点等を理解して、弁理士が知財本部整備に協力できるよう、また出願代理だけが弁理士の役割でないことを社会に認識して頂くことも含めて、会員に対し、平成 15 年 11 月 19 日「大学知財本部と弁理士：弁理士が注意すべき事項」についての研修会が開催されました。

大学の発明の特許出願だけを行うのではなく、大学の知的財産戦略はどうあるべきか、そのためのポリシー・職務発明規程をどうするか、出願すべき発明の選定をどうするか、発明者への利益の還元をどうするか、教授以外の院生・留学生等の扱いをどうするか等々本来弁理士が得意とする分野に積極的に会員が関与することを期待した研修会でした。特に独立行政法人化の先輩である独立行政法人産業技術総合研究所・産学官連携部門知的財産部長 三原雄三氏の講演には、今後の大学の問題点等を理解し解決するためのヒントが沢山盛り込まれ大変参考になったと思います。

【講演内容】

「産総研における知的財産の取り扱い」

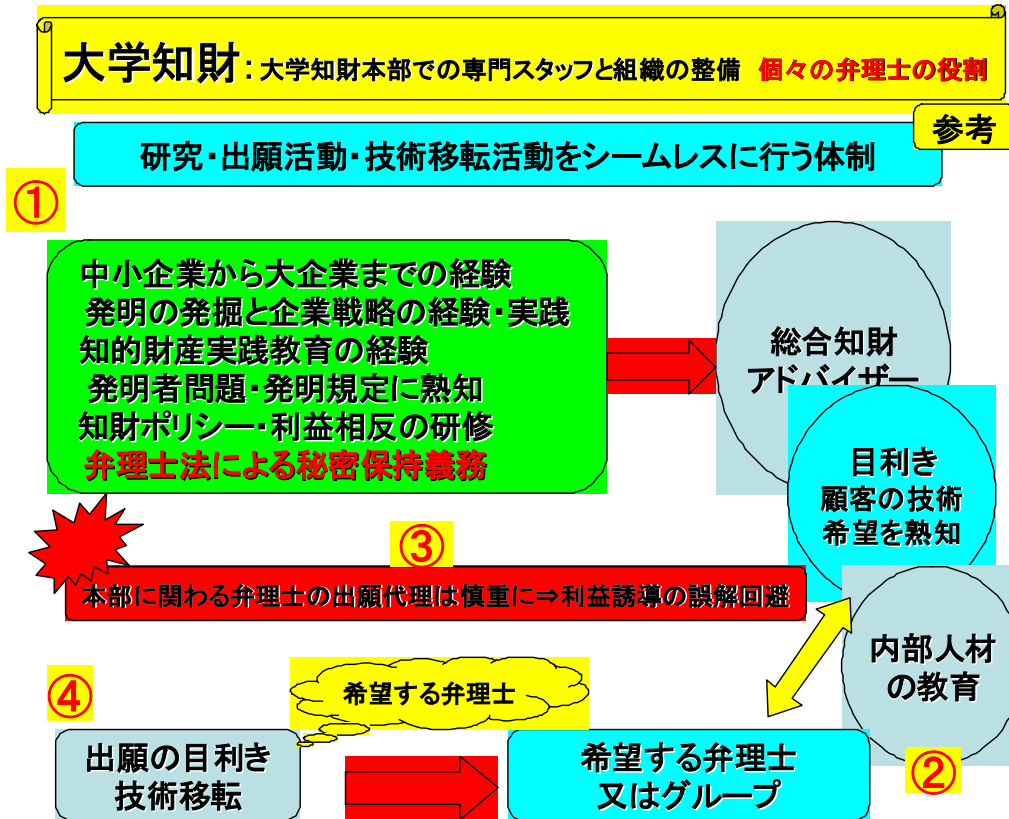
1. 産総研の概要
2. 産総研の知的財産ポリシーと規程
3. 知財インセンティブ付与
4. 研究成果の戦略的な知財化
5. 特許調査
6. 選択と集中
7. 体制整備
8. 産総研ベンチャー支援
9. 共同研究
10. 課題

現在、大学知財本部整備事業に関わっている会員も多数いますが、それら会員の経験を情報として蓄積し、今後増えるであろう大学知財本部整備に関する協力要請に迅速に対応できる人材養成が急務と考えます。

この「大学知財本部での専門スタッフと組織の整備 個々の弁理士の役割」の図は、平成15年11月19日の

研修に使用したものであり、また12月（大阪）と1月（東京）の文部科学省主催の大学知的財産本部に関してなされたセミナー、「地域・一日知的財産本部」での全国の大学関係者等に発表したものです。東京でのセミナーには多くの会員が参加されました。参加されなかった会員のご理解をお願いします。

大学知財本部に関する弁理士の役割と注意点：



大学知財本部に関する日本弁理士会の対応

弁理士への研修等

大学知財本部に関する研修会の開催
大学知財に関する発明規定・ポリシー等の資料等の提供

日本弁理士会電子フォーラム「大学等支援の広場」

大学知財本部に携わる弁理士の情報交換
問題点が生じたときの対応策の意見の交換等

全国的規模の情報交換・情報源

次の大学知財本部に関する日本弁理士会の対応の図も「地域・一日知的財産本部」で発表したもので、会員がどのように大学知財に関する情報を得ているかを示すものです。

まだ「大学支援の広場」の利用が少ないようですので、多くの会員が利用されることを期待し、問題意識の共有化・解決方法の共有化を図りたいと考えます。

5. 大学に参与している弁理士の分布と情報提供のお願い

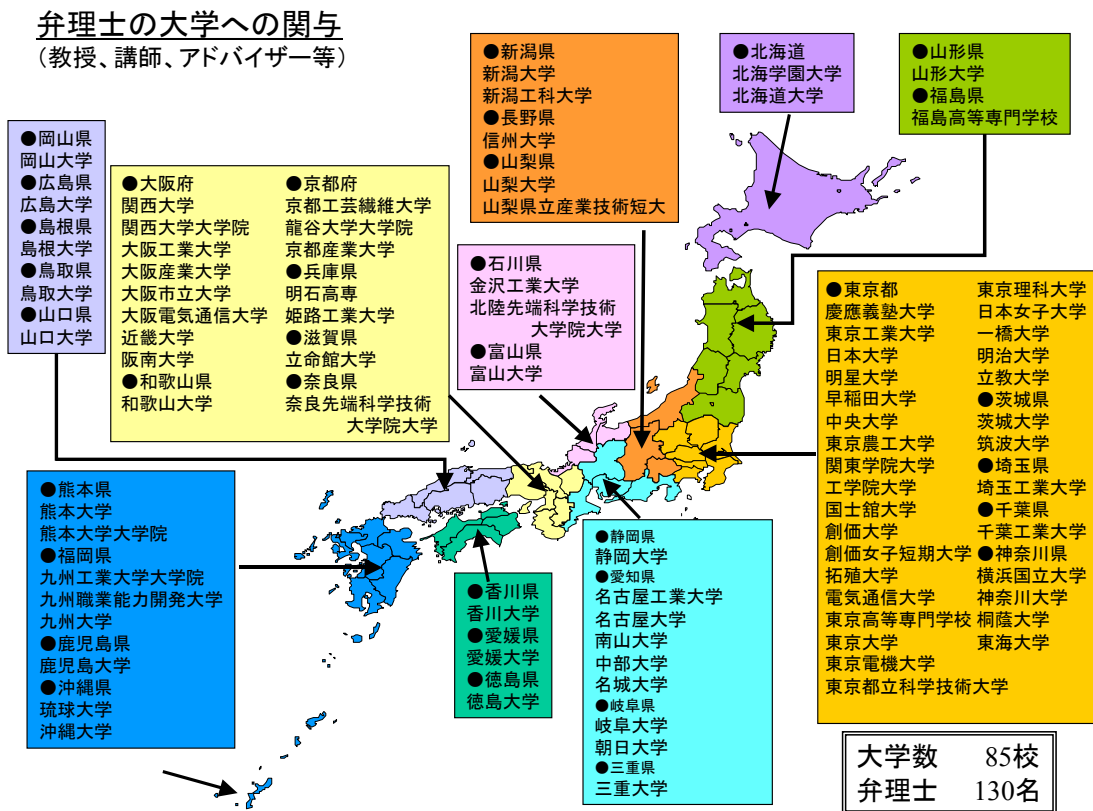
支援センターがおこなったアンケートにより集積・分析した、大学に参与している弁理士の全国分布が次の図(阿部副センター長作成)です。大学教授・助教授・講師・顧問・アドバイザー等々に参与している会員です。

ただし、これは平成13・14年の調査結果を基本にし

ていますので、現在はもっと増加しているかもしれませんが、関係が無くなった会員もあるかもしれません。その点ご了承ください。また、このような弁理士の活躍の事実がありながら、会員同士の交流が無く、お互いに自分ひとりがその大学で知財の講義をしていると思いつている場合や、その大学の知的財産本部に関する知識のない会員もいるようです。

これからは、大学の知的財産戦略に弁理士も積極的に関与すべきと考えますので、多くの会員が、正副会長会あるいは支援センター主催の大学知財に関する研修会に積極的に参加されることを願います。

また、大学に参与している会員は、是非、関与している大学名等の情報を支援センターに提供して頂きますようお願いいたします。



6. 結び

知的財産支援センターの活動は、地道なプロボノ活動であり、弁理士の社会的評価を支えている活動であります。現実には多くの運営委員が犠牲的精神を發揮して、弁理士の将来のために活動しております。これら

運営委員を支える支援員に多くの会員が登録して、一部の会員に負担が偏らないようにすることが必要です。多くの会員が、支援センターの運営委員としてあるいは支援員として協力されることをお願いします。

(原稿受領 2004. 4. 7)